

指定地域密着型サービス事業所  
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所  
各位

町田市いきいき生活部介護保険課長 江藤 利克

2023年度介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・  
介護職員等ベースアップ等支援加算実績報告書の提出について（通知）

平素から、町田市の介護保険の円滑な運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和4年度分）」の一部改正（令和5年3月1日付け老発0301第2号）「4 実績報告書の作成」において、介護サービス事業者は、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月末日までに、介護職員処遇改善実績報告書及び介護職員等特定処遇改善実績報告書（以下「介護職員処遇改善加算等実績報告書」という。）を提出するよう定められているところです。

つきましては、当該通達に基づき、2023年度における介護職員処遇改善加算等実績報告書について、当市あて下記のとおり、ご提出いただきますようお願いいたします。

2023年度途中で事業所を廃止された場合や介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定を終了された場合についても同様に、最終の加算の支払いがあった月の翌々月末日までに実績報告書を提出いただく必要がありますので、遺漏のないようご対応いただきますようお願いいたします。

記

- 1 提出書類 当市ホームページ参照（下記リンク）  
<http://www.city.machida.tokyo.jp/iryo/kaigo/business/chiikimicchaku/syogukaizenyoushiki.html>
- 2 提出先 町田市いきいき生活部介護保険課給付係 指定担当  
※町田市以外に所在する事業所がある場合は、その事業所のある自治体（指定権者）にも提出する必要があります。
- 3 提出方法 電子メール（提出方法については、別紙1を必ず参照のこと。）
- 4 提出期限 2024年7月31日(水)〈必着（厳守）〉

問い合わせ先  
町田市いきいき生活部介護保険課  
給付係 宮越、八木、江川  
電話：042-724-4366

## ●提出方法について

介護職員処遇改善加算等実績報告書（別紙様式3）を提出される際は、以下のとおりいたします。なお、2024年7月31日(水)までに受信したもののみ受付となりますのでご注意ください。

【提出先アドレス】 [ikiiki050\\_06@city.machida.tokyo.jp](mailto:ikiiki050_06@city.machida.tokyo.jp)

【件名】（法人名）2023年度介護職員処遇改善加算等実績報告書の提出

【添付ファイル】Excel ファイルで提出してください

【添付ファイル名】（法人名）2023年度介護職員処遇改善加算等実績報告書※1※2

※1 件名及び添付ファイル名は必ず指定されたファイル名称で提出してください。指定された名称での提出でない場合、確認がとれず、不受理になる場合があります

※2 介護職員処遇改善加算等実績報告書（別紙様式3）以外に添付する場合は、そのファイルごとに（法人名）をファイル名の頭に付けてください。

## ●主な注意事項

- ・介護保険最新情報 Vol. 1133を参照すること。
- ・別紙様式3-2の作成にあたって、町田市では、これまで総合事業の記載がない場合は、一体的に実施している事業は総合事業を含んでいるとの認識で受理していましたが、サービス種別ごとの記載が必要との国の見解が示されました。総合事業としての事業所の記載が必要になりますので、ご注意ください。
- ・メール提出の場合の收受印や受理メール等については、一切行いません。町田市がメールを受理したことを確認したい場合は、メールに開封要求をつけていただく方法で対応をお願いします。